

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	スーダンでは、昨年 12 月から首都ハルツームを中心に続いた大規模な反政権デモにより、今年 4 月、前政権が崩壊した。7 月、軍民双方が参加する形で、暫定的な統治を行うことが合意されたが、治安部隊の統合や経済政策など、情勢安定化に向けた課題は多い 2011 年に南コルドファン州で勃発した紛争は、2016 年半ば以降、スーダン政府と反政府組織の双方が「自主停戦」を宣言し続け、戦闘行為は沈静化している。前政権崩壊により、紛争当事者の一方が不在となった今、暫定政権による和平への取り組みが期待されるが、反政府組織の分裂も影響し、和平合意の目処は未だ立っていない。長引く避難生活の中で避難民児童や若者の多くは、十分な教育や就業の機会を得られていない現実がある。そのため、補習校の実施により、正規の小学校への入学を促進し、小学校卒業年齢以上の若者を対象に職業訓練を実施する。また、住民の児童保護グループと連携して、子どもたちの見守りを行うことにより、就学や就業の継続を促す。 Many of the IDP children and young people who live in the protracted displacement in South Kordofan do not have access to formal education and employment opportunities. Therefore, this project aims at promoting enrollment in formal elementary school and improving job skills by providing supplementary classes to the children and vocational training to the youth.
(2) 事業の必要性（背景）	(ア) 事業実施国における一般的な開発ニーズ スーダンでは長引く国内紛争により、紛争地域を中心に、生活基礎インフラ整備のニーズが高く、行政サービスも不十分である。紛争による避難民の多くは、学校などの生活インフラが不足した地域に住んでおり、識字率が低いため行政サービスへのアクセスはより困難である。社会の安定化及び平和の定着には、避難民を含む紛争被災民が本来自ら備える能力を発揮し、社会に再統合されることが重要である。本事業は、紛争の影響を受ける地域で、避難民及びホストコミュニティを対象に、基礎教育支援及び職業訓練を実施し、行政サービスへのアクセス改善に貢献するとともに、若者に雇用機会を与え、社会の安定化に寄与するものである。 (イ) 申請事業の必要性及び事業地、事業内容の背景 ■スーダンの情勢 昨年 12 月から首都ハルツームを中心に続いた大規模な反政権デモにより、4 月、前政権が崩壊した。軍及び警察から成る暫定軍事評議会（TMC）が実質的な権力を握ったことから、民政移行を求める市民によるデモが続いた。7 月、エチオピアとアフリカ連合の仲裁によりデモを率いる民主化勢力「自由と変化宣言勢力（DFC）」と TMC により、軍民双方が参加する形で、暫定的な統治を行うことが合意され、今後は双方が交代で主権評議会の議長を務めることが決まった。デモが続いた 7 ヶ月の間に、デモ隊への治安部隊の攻撃による死者は百人を超え多くの負傷者が発生したため、事件の究明を求めるデモが一部で続いている。また、経済問題など新政権が取り組むべき課題は多い。国内紛争の解決については、南スーダンのキール大統領の仲介により、同

国首都ジュバで暫定政権と反政府組織が、和平に向けたロードマップに署名した。10月から行われる予定の和平交渉は、12月までの合意を目指しており、交渉の行方が注目されている。

■南コルドファン州の情勢

2016年半ば以降、政府と反政府(SPLA-N)の双方による「自主停戦」が続いている。2019年1月にはバシール前大統領が州都カドグリを訪問し、民衆の前で「期限なし」の停戦を発表するなど和平に向けた大きな前進が見られた。2017年10月に設置された「和平委員会」は2018年12月には「和平強化委員会」と名前を変え、住民を集めたワークショップを主催するなど、南コルドファン州の和平に向けた下地作りとも言える活動がみられた。

その後、南コルドファンの紛争当事者であった前政権の崩壊により、暫定政府が紛争解決を進める姿勢を見せており、和平の実現が期待されるが、SPLA-Nは大きく二派に分裂しており、交渉が難航することも考えられる。なお、2018年12月から始まった反政府デモは南コルドファン州にも波及し、与党国民会議(NCP)の建物へ放火、デモ参加者の拘束などが行われたが、首都ハルツームに比べると平穏を保っており、情勢は安定している。

■本事業の必要性

2011年に紛争が勃発して以降、当団体は紛争の影響を受ける人々を支援してきたが、紛争勃発から8年が経過する中、多くの人々は食糧支援などに頼らずに生計を立て始め、その生活は一定程度の安定を見せている。しかし、避難民を含む多くの子どもが、教育を含む行政サービスにアクセス出来ていない現実がある。そのため、2016年からは子ども支援に焦点をあてて、就学に必要な出生登録支援や学校建設などを実施してきた。2018年度N連事業においては、情勢の安定化に伴い帰還を始めた人々が、元の村で学校に通えるように、校舎建設を実施している。

前政権の崩壊にともない、暫定政権は反政府組織との和平を進める姿勢を見せており、社会の安定化に向けた社会づくりが期待されるが、十分な教育を受けていない子どもたちが、社会の基盤づくりに十分な能力を発揮することは困難である。とりわけ、避難民居住地域の児童の多くが学校に通わないまま、中学年、高学年の年齢になり、正規の小学校に入学する機会を喪失している。また、十分な教育や職業技術がなく職を見つけられない若者も多い。職を求め首都ハルツームやその他都市に移住する人も少なくないが、厳しい労働条件や環境下で簡易な仕事に就いているケースが多い。また、前政権崩壊後、関係の深かった多くの現地NGOに対して活動停止命令が出されたため、支援の空白が懸念されており、今後、地域社会の安定化に向けて国際NGOが担う役割はさらに重要になると考えられる。

●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性

補習校の実施による支援を通じて、教育機会の拡大を目指す活動は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の「目標4.すべての人に包摂的かつ

	公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」のうち、「4.1 2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を終了できるようにする。」「4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事 及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。」「4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。」「4.a 子ども、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包括的、効果的な学習環境を提供できるようにする。」ことに貢献する。 また、若年層への職業訓練は、「目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き がいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」のうち「8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす」ことに寄与する活動である。 ●外務省の国別開発協力方針との関連性 紛争被災民の教育などの基礎生活支援や、職業訓練など人材育成による社会の安定化を目指す本事業の活動は、スーダンの国別開発協力方針の援助の基本方針「(大目標) 平和の定着及び経済発展支援：紛争被災地域における復興及び平和の定着を推進すると共に、生活基礎インフラの整備・行政サービスの強化を通じて住民の生活を向上させる。また、農業分野の開発を中心に産業多角化、インフラ整備、人材育成を推進し、経済・社会の発展に貢献する。」に沿ったものである。また、本事業は、児童保護、教育支援、職業訓練を通じて、国別開発方針の中目標「(2) 基礎生活分野支援」にあるように、人材開発を通じ、その能力を最大限に発揮できるような社会の実現に貢献する。 ●「T I C A D VIにおける我が国取組」との関連性 教育へのアクセスを改善し職業訓練により就業機会の拡大を目指す本事業の活動は、TICAD VI における「Ⅲ繁栄の共有に向けた社会安定化—Stable Africa—」に向けた取組のうち、教育や職業訓練等の人材育成を通じてアフリカの平和と安定の実現に向けた基礎を作る、という日本政府の取組に合致する。
(3) 上位目標	南コルドファン州で紛争の影響を受ける人々が、地域社会の中でそれぞれが持つ能力を十分に発揮することにより、社会が安定する
(4) プロジェクト目標	南コルドファン州の紛争避難民及びホストコミュニティの児童の教育機会及び若年層の雇用機会が拡大する (第1年次) コミュニティの中の児童保護のシステムが強化され、紛争の影響を受ける児童が教育の機会を得て、就学を継続する
(5) 活動内容	【第1年次】 対象地域：カドグリ郡 1-1 補習校支援 カドグリで学校に通っていない就学期の児童は、避難民居住区でより多く、各地域で就学期の子どもの30～50%にのぼる。

避難民居住区 4 か所（ティロ、ムルタ、タフリ、シャイール）及びそれぞれに隣接するホストコミュニティの計 8 か所において、年齢に応じた教育を受けることが出来ず非就学となっている少年少女を対象とした補習授業の実施により就学・復学を促す。また、対象児童の年齢は原則として 9～18 歳とする。なお、対象地区については、事業実施までに行う調査に基づき、変更の可能性がある。

（ア）教師への研修

補習クラスの開始前に、教師向けに 5 日間の研修を実施する。教師の選定は基本的に教育省が行い、研修では、本事業のもと実施する補習クラスの目的を伝えると同時に、児童保護や子どもの権利、子どもとの接し方などを改めて学び、授業を行うための体制を整える（24 人：教師 3 人×8 校）。

（イ）補習授業の実施

各補習校に、2 つのレベルのクラスを設置し、正規の学校に通っていない児童を対象に、学校教育に必要な学力の修得、学校生活への適応を目指して、6 ヶ月間の補修授業を行う（320 人：20 人×2 レベル×8 校）。対象者は、就学したことがない、又は、かつて就学していたが現在は学校に通っていない児童を対象とし、基本的に家庭訪問により選定する。また、補習授業を実施する上での教材・教具も各クラスに支援し、参加児童にはノートやペンなどの学用品及び給食を支給する。また、教育省から派遣され、各校を巡回するスーパーバイザーとともに、月 1 回程度、定期的な振り返りを実施し、教師間で経験の共有や活動の見直しを行う。

修了時には修了式を行い、正規の学校に復学・就学する際に学力を証明するため、修了証書を各児童に配布する。正規校の教員や関係者も招き、就学する児童との関係づくりの場とする。その後、対象児童が正規の学校で適切な教育を受けられているかどうか各学校においてモニタリングとフォローアップを実施する。現地協力団体（現地 NGO）の KURGY から派遣された教育・児童保護専門家が、活動対象地の訪問、住民との話し合い、関係者との協議、団体内部の打ち合わせ等に参加し、事業運営の一翼を担うとともに必要な助言を行う。

（ウ）補習校校舎及び備品支援

補習校は正規の小学校の校舎を使用して実施するが、ほぼ全ての学校で定員もしくはそれ以上を受け入れており、補習校を修了して正規校に入学する児童を受け入れる教室が不足している。そのため、コミュニティや学校での調査や聞き取り内容をもとに、関係省庁と校舎建設地について協議し、承認を得る。その上で、校舎が不足している地域の学校 2 校に、2 教室棟各 1 棟を建設し、机・いす等の備品を支援する（計 2 校）。また既存の教室に黒板等の学校用備品を支給する。

1-2 児童保護グループ支援

カドグリにはコミュニティの中に Child Protection Network と呼ばれる児童保護を担うグループが設置されているが、研修等が十分でなく、その役割を存分に生かせていない。補習校の対象地域の児童保護グループに子どもの権利や児童保護におけるコミュニティの役割等に係る研修を実施し、研修を受けたグループは本事業で行う補習校に通

う児童の見守りなどを行う。対象となった児童が補習校に通っているかの確認や、通っていない場合は、児童や家族へのケアを行うなどして、学習を継続するためのサポートを行う。児童が学習を継続することが困難な状況にある場合など、グループで対応を話し合う。

(ア) ソーシャルワーカー向け研修

児童保護グループへの研修などをファシリテートする児童福祉協議会から派遣されるソーシャルワーカーを対象に、コミュニティへの働きかけ方やファシリテート技術などを含む児童保護指導員向けの研修を実施する。(計 4 人)

(イ) 児童保護グループへの啓発・研修

児童保護グループのメンバーに対し、子どもの権利やグループが担う役割等について研修を行う。また、教育の重要性等に係る啓発活動を実施し、メンバーは補習校の児童が継続して就学するように見守りを行う役割を担う。さらに、メンバーが主体となってコミュニティの住民と協議し、補習校の給食の調理係を住民が担うなど、補習校を支えるための活動を行う。JVC の現地協力団体 KURGY NGO から派遣された教育・児童保護の専門家が適宜活動地の訪問及び助言を行う。専門家は年 2 回、ハルツームにおける JVC の内部会議に参加し、活動の進捗について協議する。

【第 2 年次】

対象地域：カドグリ郡

1-1 補習校支援

第 1 年次に補習校に参加したものの学力が不足して正規の学校に入学出来なかった児童及び新たな児童を受け入れて、第 1 年次に実施した補習校を継続する。

(ア) 教師への研修

教師向けの研修を 5 日間実施する。第 1 年次から継続する教師は、研修を担う講師を補佐する形で参加する (24 人：教師 3 人×8 校)。

(イ) 補習授業の実施

各補習校に、2 つのレベルのクラスを設置し、6 ヶ月間、正規の学校に通っていない児童を対象に、学校教育に必要な学力の修得、学校生活への適応を目指して、補修授業を行う (320 人：20 人×2 レベル×8 校)。対象者は、就学したことがない、又は、かつて就学していたが学校に通っていない児童を対象とし、基本的に家庭訪問により選定する。1 年次事業の対象となったが、正規校に入学しなかった児童についても対象とする。また、補習授業を実施する上での教材・教具も各クラスに支援し、参加児童にはノートやペンなどの学用品及び給食を支給する。

また、教育省から派遣され、各校を巡回するスーパーバイザーとともに、定期的な振り返りを実施し、教師間で経験の共有や活動の見直しも行う。

修了時には修了式を行い、学力の習得を証明するための修了証書を各児童に配布する。正規校の教員や関係者も招き、就学する児童との関係づくりの場とする。その後、対象児童が正規の学校で適切な教育を受けられているかどうか月に一回程度各学校においてモニタリングとフォローアップを実施する。また、現地協力団体の KURGY から派遣さ

	れた教育・児童保護専門家が、活動対象地の訪問、住民との話し合い、関係者との協議、カドグリにおける内部の打ち合わせ等に参加し、事業運営の一翼を担うとともに必要な助言を行う。 1-2 児童保護グループ支援 児童保護グループは、引き続き補習校の児童が継続して就学するように見守りを行う役割を担い、児童や家族へのケアを通じて、学習を継続するためのサポートを行う。学習の継続が困難な場合には、グループで対応を話し合う。 (ア) 児童保護グループのメンバーと定期的な会合を持ち、補習校見守りのフォローアップを行う。また、同グループがコミュニティの中で教育や若年層が抱える問題について啓発活動を実施する。 (イ) 各地域の児童保護グループのメンバーが集まって、経験共有やグッドプラクティスを共有するワークショップを開催し、活動の活性化を図る。また、現地協力団体 KURGY から派遣された教育・児童保護の専門家が適宜活動地の訪問及び助言を行う。専門家は年 2 回、ハルツームにおける JVC の内部会議に参加し、活動の進捗について協議する。 1-3 職業技術訓練 主に第 1 次年度に支援した補習クラスにて読み書きや計算が出来るようになった 15 歳以上の若者を対象に専門家の指導による職業訓練を実施する。なお、職業訓練に必要な機材は、基本的に訓練所に備えているため、資機材費は、訓練に必要な材料等になる予定であるものの、機材を購入した場合には、本事業（2 年次）の終了後は、訓練所に引き渡す。 (ア) 職業技術訓練 将来的に安定した収入を得るために、それぞれの職業に適した技術を 3 か月で習得する(100 人：25 人×4 グループ)。なお、職業訓練の内容は、溶接、家具製造、食品加工、縫製、を予定している。 (イ) 生計技術の向上ワークショップ 職業訓練に加え、就職する上で必要となるコミュニケーションスキル、問題解決力、自己開発に関するワークショップを実施する。 (ウ) 職業実地訓練 職業技術訓練で習得した技術の実践と向上を目指して、職場での実施訓練を行う。 (第 1 年次) 直接裨益人口：約 400 人 (内訳) 児童保護グループ・トレーニングのメンバー：80 人(8 グループ×10 人) 補習クラスの児童数 320 人(40 人×8 集落) 間接裨益人口：7,280 人 (内訳) 児童保護グループ・トレーニング 6,000 人(8 集落×150 世帯×5 人)
--	--

	補習クラスの児童数：1,280 人(320 世帯×4 人) (第 2 年次) 直接裨益人口：約 500 人 (内訳) 児童保護グループ・トレーニング：80 人(8 グループ×10 人) 補習クラス 320 人(40 人×8 集落) 職業訓練：100 人(25 人×4 グループ) 間接裨益人口：7,680 人 (内訳) 児童保護グループ・トレーニング 6,000 人(8 集落×150 世帯×5 人) 補習クラス：1,280 人(320 世帯×4 人) 職業訓練：400 人(100 世帯×4 人)			
(6) 期待される成果と成果を測る指標		【現状】	【期待される成果】	【指標】(確認方法)
	1 年次	1-1 当初より未就学または未就学の時期があり、基礎学力が追いついていないため、正規の学校に入学できず、十分な教育が受けられていない児童が多くいる。	児童が基礎学力を身に付けるとともに、就学・復学する機会を得る。又は、職業訓練校に進む。	・対象となる児童の 70%(約 220 人)以上が補習校を修了する。 ・上記の内 45%(約 100 人)以上が正規の学校に就学あるいは復学する。 ・上記の内 30%(約 60 人)以上が職業訓練校に進む。
		1-2 児童保護を担う住民グループがコミュニティの中でその役割を十分に果たしていない。	児童保護グループのメンバーがその役割や教育の重要性を理解し、児童が教育を受けられるようサポートする。	・研修に児童保護グループのメンバーの 70%(約 55 人)以上が参加する。 ・育成されたメンバーの働きかけにより、住民が補習校の実施において、役割を担う(例:給食の調理係)
	2 年次	1-1 1 年目に補習校に参加したものの学力が十分でなく正規の学校に入学できない児童、未就学で十分な教育が受けられていない児童がいる。	児童が基礎学力を身に付けるとともに、就学・復学する機会を得る。	・対象となる児童の 75%(約 240 人)以上が補習校を修了する。 ・上記の内 70%(約 170 人)以上が正規の学校に就学あるいは復学する。

	1-2 コミュニティの中で児童保護グループの役割が定着していない。	児童保護グループのメンバーが、主体的にその役割を担い、児童が教育を受けられるようサポートする。	・同グループによる会合が月に1度開催され、平均 5 人以上のメンバーが毎回参加する。 ・コミュニティが主体の児童保護や教育に関する啓発活動が各地域で実施される。 ・グループの働きかけにより、住民が補習校の実施において、役割を担う(例:給食の調理係)。
	1-3 紛争の影響により十分な教育が受けられず、職に就けない若者が多くいる	職業訓練・生計技術訓練により、一定の技量・技術を身に付け、職を得る。	・対象となる若者の 70%以上(70 人)が職業訓練を修了する。訓練期間終了時に、修了試験を行い、技能が一定程度身についたことを確認する。 ・修了した若者のうち 40%が、職に就く又は職業訓練の技術を生計手段として生かす。
	※補習校修了等の指標に関しては、過去の Alternative Learning Programme (ALP) における実績等に基づき、一定の成果を得ることを目標として設定した。 「T I C A D V Iにおける我が国取組」との関連性： 基礎的学力を身につけた若者約 100 人を対象に、就業のための職業技術訓練を実施する本事業の活動は、「T I C A D V Iにおける我が国取組」の「Ⅲ繁栄の共有に向けた社会安定化」の教育や職業訓練等の人材育成を通じてアフリカの平和と安定の実現に向けた基礎を作る、という取組に貢献するものである。人材育成において、初等教育における基礎学力は不可欠であるため、約 320 人(2 年で 640 人)の児童を対象とした補習校の実施は、初等教育へのアクセスを拡大し、人材育成の基礎を築く活動であると言える。		
(7) 持続発展性	【補習校運営支援】 事業終了後は、児童保護グループを中心とした住民と連携し、補習校の運営を教育省に移管するなど、未就学児童への就学の機会を確保する。また、建設した校舎の維持・管理は管轄するカドグリ郡役場の責任において行われる。維持管理の責任については、施設の引き渡し書類に明記する。本事業にて建設される校舎については、屋根のトタン張替などの補修の必要性が見込まれるが、補修費用等については郡役		

場と住民とが協議し、住民の負担により実施することも可能であり、本事業の中で具体的な維持管理についても協議する。

【児童保護グループ支援】

2 か年の事業の中で、定期的なグループの会合を持つことで、コミュニティの中での役割を定着させ、事業終了後は、グループの設置に関わった児童福祉協議会と連携して、活動の継続をモニタリングする。

【職業技術訓練】

実地の職業訓練を行うことで、実際の就業に繋げる。また、職業訓練を連携して行う児童福祉協議会を通じて、同協議会主導による職業訓練の継続及び職業訓練を受けた参加者の就業状況についてフォローアップを行う。

【2 年間の活動後の見通し】

当団体は、南コルドファン州で 2011 年に勃発した大規模紛争の被災民への支援を州都カドグリ周辺において 2012 年に開始した。N 連事業においては、緊急支援に始まり、被災民のニーズに従って活動を実施してきた。避難生活の長期化にともない、生活基盤をつくるための生計向上支援（2012～2014 年度）、給水支援（2013 年度～）を実施。さらに、避難先での再定住用住居を建設した（2014 年度）。2015 年度からは、避難民単身女性と兵士との間での婚外子の多さなど、紛争地特有の課題への取り組みとして、子ども支援に重点をおき、出生登録や幼稚園・学校の施設拡充支援を実施してきた。

紛争に係る情勢として、2016 年半ばより政府側・反政府側双方の自主停戦が継続する中、2019 年 4 月に紛争当事者である前政権が崩壊し、事実上実権を握った軍・警察と民主化勢力の双方は、民政移管に向けて 39 ヶ月間の暫定共同統治を行うこととなった。共同統治について具体的に定めた「憲法宣言」には、暫定統治開始後の 6 ヶ月にわたって、包括的な平和を達成するために、各地域の武装グループと協議し、新しい政策が策定されることが盛り込まれている。これにより、南コルドファンの紛争についても近い将来終結することが期待されている。また、3 年以上続く休戦状態の中、少規模ながら反政府地域からの避難民の流出は続いており、同地域における人道支援のニーズは高いとみられる。和平が合意されれば、反政府地域への入域及び人道支援活動が可能になり、NGO にその役割が期待されることが予想される。

当団体は、2011 年 6 月の紛争以前から南コルドファン州で活動しており、当時、現在の反政府地域で活動した経験がある。そのため、政府地域、反政府地域、南スーダンの難民キャンプにそれぞれ分断された人々との関係も構築してきた。こうした強みを生かして、紛争終結後の平和構築活動を見据えて、情報収集や人々との関係継続に努めている。

従って、正式な停戦が実現し反政府地域での活動が可能になった場合には、人道支援活動のみならず、紛争によって分断された人々の和解、安定した社会の構築を目指し、各地から帰還した人々が信頼を醸成するための共同の取り組みや対話を支援し、平和構築に繋がる活動を展開したい。しかし、本申請事業の 2 年次が終了する時期を一つの目処として、複数年が経過しようとするときに、こうした活動の目処が立たない場合には、事業終了を検討する。事業を終了する場合には、終了後の一定期間、これまでの活動をフォローアップする。